

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年11月15日提出
【計算期間】	第2期中(自 2021年2月16日至 2021年8月15日)
【ファンド名】	楽天・新経連株価指数ファンド
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 真之
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目6番21号
【事務連絡者氏名】	石舘 真
【連絡場所】	東京都港区南青山二丁目6番21号
【電話番号】	03-6432-7746
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【ファンドの運用状況】

【楽天・新経連株価指数ファンド】

以下の運用状況は2021年 8月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	307,346,023	99.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	166,456	0.05
合計(純資産総額)		307,512,479	100.00

(2) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2021年 2月15日)	378	378	1.3673	1.3673
2020年 8月末日	359	—	1.1577	—
9月末日	421	—	1.2223	—
10月末日	406	—	1.1822	—
11月末日	427	—	1.2626	—
12月末日	344	—	1.2649	—
2021年 1月末日	329	—	1.2571	—
2月末日	354	—	1.2913	—
3月末日	338	—	1.3351	—
4月末日	329	—	1.3221	—
5月末日	323	—	1.2997	—
6月末日	318	—	1.3777	—
7月末日	306	—	1.3130	—
8月末日	307	—	1.3738	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2020年 2月27日～2021年 2月15日	0.0000
当中間期	2021年 2月16日～2021年 8月15日	—

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2020年 2月27日～2021年 2月15日	36.73
当中間期	2021年 2月16日～2021年 8月15日	△2.44

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）

楽天・新経連株価指数マザーファンド

以下の運用状況は2021年 8月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	304,921,700	99.21
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	2,417,188	0.79
合計(純資産総額)		307,338,888	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	1,964,500	0.64

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

2【設定及び解約の実績】

【楽天・新経連株価指数ファンド】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2020年 2月27日～2021年 2月15日	581,825,199	304,840,102
当中間期	2021年 2月16日～2021年 8月15日	35,979,740	87,662,902

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間(2021年2月16日から2021年8月15日まで)の中間財務諸表については、EY新日本有限責任監査法人より中間監査を受けております。

【楽天・新経連株価指数ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

(単位：円)		
	第1期 2021年 2月15日現在	第2期中間計算期間末 2021年 8月15日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	61,554
コール・ローン	1,377,072	1,221,354
親投資信託受益証券	378,555,164	300,754,799
未収入金	-	94,000
流動資産合計	379,932,236	302,131,707
資産合計	379,932,236	302,131,707
負債の部		
流動負債		
未払解約金	53,080	559,794
未払受託者報酬	50,466	45,031
未払委託者報酬	857,968	765,431
未払利息	3	9
その他未払費用	256,829	198,183
流動負債合計	1,218,346	1,568,448
負債合計	1,218,346	1,568,448
純資産の部		
元本等		
元本	276,985,097	225,301,935
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	101,728,793	75,261,324
（分配準備積立金）	68,924,077	48,489,887
元本等合計	378,713,890	300,563,259
純資産合計	378,713,890	300,563,259
負債純資産合計	379,932,236	302,131,707

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 2020年 2月27日 至 2020年 8月26日	第2期中間計算期間 自 2021年 2月16日 至 2021年 8月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	53,910,095	△8,620,365
営業収益合計	53,910,095	△8,620,365
営業費用		
支払利息	429	433
受託者報酬	43,584	45,031
委託者報酬	740,891	765,431
その他費用	1	198,184
営業費用合計	784,905	1,009,079
営業利益又は営業損失（△）	53,125,190	△9,629,444
経常利益又は経常損失（△）	53,125,190	△9,629,444
中間純利益又は中間純損失（△）	53,125,190	△9,629,444
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	6,146,503	△3,052,620
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	101,728,793
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,943,026	12,125,216
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,943,026	12,125,216
剰余金減少額又は欠損金増加額	187,760	32,015,861
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	187,760	32,015,861
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	50,733,953	75,261,324

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 剰余金又は欠損金 中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 2021年 2月15日現在	第2期中間計算期間末 2021年 8月15日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	276,985,097口	225,301,935口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1.3673円	1.3340円
(10,000口当たり純資産額)	(13,673円)	(13,340円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2021年 2月15日現在	第2期中間計算期間末 2021年 8月15日現在
1.貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	中間貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第1期 自 2020年 2月27日 至 2021年 2月15日	第2期中間計算期間 自 2021年 2月16日 至 2021年 8月15日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	314,607,585円	276,985,097円
期中追加設定元本額	267,217,614円	35,979,740円
期中一部解約元本額	304,840,102円	87,662,902円

（参考）

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

楽天・新経連株価指数マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)		
	2021年 2月15日現在	2021年 8月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,356,844	4,111,226
株式	353,035,800	296,496,900
派生商品評価勘定	722,700	40,945
未収配当金	541,610	163,425
差入委託証拠金	1,628,500	78,500
流動資産合計	379,285,454	300,890,996
資産合計	379,285,454	300,890,996
負債の部		
流動負債		
前受金	723,250	41,000
未払解約金	-	94,000
未払利息	63	11
流動負債合計	723,313	135,011
負債合計	723,313	135,011
純資産の部		
元本等		
元本	275,312,847	223,493,200
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	103,249,294	77,262,785
元本等合計	378,562,141	300,755,985
純資産合計	378,562,141	300,755,985
負債純資産合計	379,285,454	300,890,996

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
---------------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

項目	2021年 2月15日現在	2021年 8月15日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	275,312,847口	223,493,200口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1.3750円 (10,000口当たり純資産額) (13,750円)	1.3457円 (10,000口当たり純資産額) (13,457円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年 2月15日現在	2021年 8月15日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	（1）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 （3）上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	（1）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 （3）上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

（2021年 2月15日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	24,114,250	—	24,837,500	723,250
合計		24,114,250	—	24,837,500	723,250

(2021年 8月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,916,000	—	1,957,000	41,000
合計		1,916,000	—	1,957,000	41,000

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	自 2020年 2月27日 至 2021年 2月15日	自 2021年 2月16日 至 2021年 8月15日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2020年 2月27日	2021年 2月16日
期首元本額	314,607,000円	275,312,847円
期中追加設定元本額	191,681,470円	19,736,423円
期中一部解約元本額	230,975,623円	71,556,070円
元本の内訳		
楽天・新経連株価指数ファンド	275,312,847円	223,493,200円

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2021年8月末現在
 資本金の額 : 150百万円
 発行可能株式総数 : 30,000株
 発行済株式総数 : 13,000株
 過去５年間ににおける主な資本金の増減 : 該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2021年8月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	67	702,267
合計	67	702,267

（３）【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年8月30日大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）、並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けており、中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)				
	前事業年度 (2019年12月31日現在)		当事業年度 (2020年12月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		677,158		998,579
金銭の信託		1,400,000		800,000
前払費用		6,720		14,635
未収入金		2,622		1,471
未収委託者報酬		151,985		293,497
未収運用受託報酬		—		8,884
立替金		16,949		37,697
その他		7,331		16,553
流動資産計		2,262,767		2,171,319
固定資産				
有形固定資産	※ 1	28,585	※ 1	35,181
建物（純額）		14,479		—
器具備品（純額）		14,105		35,181
無形固定資産		79,461		77,137
ソフトウェア		79,461		77,137
投資その他の資産		30,115		464,867
投資有価証券		2,017		432,851
長期前払費用		229		623
繰延税金資産		27,868		31,392
固定資産計		138,162		577,186
資産合計		2,400,929		2,748,506
負債の部				
流動負債				
預り金		5,163		5,959
未払金		—		38,423
未払費用		120,042		206,729
未払消費税等		1,897		29,627

未払法人税等	10,750	17,764
賞与引当金	13,264	17,559
役員賞与引当金	3,000	3,000
流動負債計	154,119	319,063
固定負債		
退職給付引当金	18,016	41,069
固定負債計	18,016	41,069
負債合計	172,135	360,132
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,449,135	1,584,464
利益剰余金合計	1,449,135	1,584,464
株主資本合計	2,228,851	2,364,180
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△57	24,193
評価・換算差額合計	△57	24,193
純資産合計	2,228,794	2,388,373
負債・純資産合計	2,400,929	2,748,506

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月 1日 至2020年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,156,758	1,285,484
運用受託報酬	—	47,067
営業収益計	1,156,758	1,332,552
営業費用		
支払手数料	408,328	401,314
委託費	28,657	105,827
広告宣伝費	4,654	5,837
通信費	89,735	67,273
協会費	2,030	2,030
諸会費	82	82
営業費用計	533,488	582,385
一般管理費	※1・2 544,199	※1・2 598,185
営業利益	79,069	152,000
営業外収益		
受取利息	7	8
有価証券利息	403	436
投資有価証券売却益	1,287	44,379
為替差益	0	0

雑収入	—	2,542
営業外収益計	1,699	47,366
経常利益	80,768	199,367
特別利益		
資産除去債務取崩益	2,517	—
特別利益計	2,517	—
特別損失		
固定資産除却損	—	423
事務所移転費	—	723
特別損失計	—	1,146
税引前当期純利益	83,285	198,220
法人税、住民税及び事業税	36,010	77,119
法人税等調整額	△16,715	△14,226
法人税等合計	19,294	62,892
当期純利益	63,990	135,328

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	1,385,144	1,385,144	2,164,860	△1,593	△1,593	2,163,266
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	63,990	63,990	63,990			63,990
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				1,536	1,536	1,536
当期変動額合計	63,990	63,990	63,990	1,536	1,536	65,526
当期末残高	1,449,135	1,449,135	2,228,851	△57	△57	2,228,794

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本
--	------

	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	1,449,135	1,449,135	2,228,851	△57	△57	2,228,794
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	135,328	135,328	135,328			135,328
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				24,250	24,250	24,250
当期変動額合計	135,328	135,328	135,328	24,250	24,250	159,579
当期末残高	1,584,464	1,584,464	2,364,180	24,193	24,193	2,388,373

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

◇その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（2）金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 10年

器具備品 5～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（2）賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

（4）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

（2）連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（貸借対照表関係）

※ 1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
有形固定資産より控除した減価償却累計額	27,276千円	11,630千円

（損益計算書関係）

※ 1. 役員報酬の範囲

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
取締役 年額	200,000千円	200,000千円

監査役 年額

30,000千円

30,000千円

※ 2. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
人件費	289,853千円	277,335千円
減価償却費	17,296千円	34,764千円
賞与引当金繰入額	13,264千円	17,559千円
役員賞与引当金繰入額	3,000千円	3,000千円
退職給付費用	14,649千円	18,963千円
経営指導料	36,410千円	60,299千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 2019年12月31日	当事業年度 2020年12月31日
1年内	28,200千円	28,200千円
1年超	82,900千円	54,700千円
合 計	111,100千円	82,900千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、定期的に時価の状況を把握し、その内容を経営に報告いたしております。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
（1）現金・預金	677,158	677,158	—
（2）金銭の信託	1,400,000	1,400,000	—
（3）未収委託者報酬	151,985	151,985	—
（4）投資有価証券			
①その他有価証券	2,017	2,017	—
資産計	2,231,161	2,231,161	—
負債			
（1）未払費用	120,042	120,042	—
（2）未払法人税等	10,750	10,750	—
負債計	130,793	130,793	—

当事業年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

資産			
(1) 現金・預金	998,579	998,579	—
(2) 金銭の信託	800,000	800,000	—
(3) 未収委託者報酬	293,497	293,497	—
(4) 未収運用受託報酬	8,884	8,884	—
(5) 投資有価証券			
① 其他有価証券	432,851	432,851	—
資産計	2,533,813	2,533,813	—
負債			
(1) 未払金	38,423	38,423	—
(2) 未払費用	206,729	206,729	—
(3) 未払消費税等	29,627	29,627	—
(4) 未払法人税等	17,764	17,764	—
負債計	292,543	292,543	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

◇資産

(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

◇負債

(1)未払金 (2)未払費用 (3)未払消費税等 (4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	677,158	—
金銭の信託	1,400,000	—
未収委託者報酬	151,985	—
投資有価証券		
其他有価証券のうち満期があるもの	—	—
合 計	2,229,144	—

当事業年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	998,579	—
金銭の信託	800,000	—
未収委託者報酬	293,497	—
未収運用受託報酬	8,884	—
投資有価証券		
其他有価証券のうち満期があるもの	—	—
合 計	2,100,962	—

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2019年12月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	1,002	1,000	2
小 計	1,002	1,000	2
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	1,014	1,100	△85
小 計	1,014	1,100	△85
合 計	2,017	2,100	△82

当事業年度（2020年12月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	383,231	311,000	72,231
小 計	383,231	311,000	72,231
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	49,620	86,981	△37,360
小 計	49,620	86,981	△37,360
合 計	432,851	397,981	34,870

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	57,922	1,652	364
合計	57,922	1,652	364

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
----	-------------	-----------------	-----------------

(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	268,298	64,367	19,987
合計	268,298	64,367	19,987

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概略

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
退職給付債務の期首残高	3,461千円	18,738千円
勤務費用	14,609千円	18,728千円
利息費用	20千円	87千円
数理計算上の差異の発生額	646千円	5,318千円
退職給付の支払額	—	—
過去勤務費用の発生額	—	—
転籍にともなう増減額	—	4,089千円
退職給付債務の期末残高	18,738千円	46,961千円

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
非積立制度の退職給付債務	18,738千円	46,961千円
未積立退職給付債務	18,738千円	46,961千円
未認識数理計算上の差異	△722千円	△5,892千円
未認識過去勤務費用	—	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	18,016千円	41,069千円
退職給付引当金	18,016千円	41,069千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	18,016千円	41,069千円

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
勤務費用	14,609千円	18,728千円
利息費用	20千円	87千円
期待運用収益	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	19千円	148千円
過去勤務費用の費用処理額	—	—
確定給付制度に係る退職給付費用	14,649千円	18,963千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
割引率	0.4%	0.5%
長期期待運用収益率	—	—
予想昇給率	2.4%	2.4%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	7,418千円	11,077千円
未払事業所税	259千円	210千円
未払事業税	1,245千円	3,791千円
賞与引当金	4,061千円	5,376千円
退職給付引当金	5,516千円	12,575千円
減価償却超過額	1,394千円	378千円
繰延資産	92千円	30千円
その他有価証券評価差額金	25千円	—
その他	8,310千円	9,085千円
繰延税金資産小計	28,324千円	42,526千円
評価性引当金	△456千円	△456千円
繰延税金資産合計	27,868千円	42,069千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	10,677千円
繰延税金負債合計	—	10,677千円
繰延税金資産純額	27,868千円	31,392千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.52%	0.96%
住民税均等割等	0.35%	0.19%
評価性引当額の増減	△9.65%	—
その他	0.33%	△0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.17%	31.73%

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

建物賃貸借契約に基づき使用する建物等の、退去時における原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年と見積り、割引率を0%として資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
期首残高	5,699千円	—
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	—	—
見積りの変更による調整額	△5,699千円	—
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	—	—

4. 当該資産除去債務の見積りの変更

前事業年度において、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計算していた資産除去債務について、転居費用等の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による減少額5,699千円を変更前の資産除去債務残高から減算しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）及び当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,156,758	—	—	1,156,758

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,285,484	47,067	—	1,332,552

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

◇財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (2019年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	195,915	未払費用	34,350
								出向者の人件費等	20,820		

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都港区	7,495 (2020年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	223,028	未払費用	67,471
								運用受託報酬	47,067	未収運用受託報酬	8,884
								出向者の人件費等	11,529		

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 証券投資信託の代行手数料、運用受託報酬については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

楽天カード株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
1株当たり純資産額	171,445円72銭	183,721円06銭
1株当たり当期純利益金額	4,922円38銭	10,409円90銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	63,990	135,328
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	63,990	135,328
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期間 (2021年6月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		1,092,528
金銭の信託		800,000
前払費用		20,244
未収入金		1,092
未収委託者報酬		365,583
未収運用受託報酬		10,437
立替金		57,421
その他		18,153
流動資産計		2,365,461
固定資産		
有形固定資産	※ 1	35,413
器具備品（純額）		35,413
無形固定資産		68,616
ソフトウェア		68,616
投資その他の資産		455,972
投資有価証券		433,146
長期前払費用		623
繰延税金資産		22,202
固定資産計		560,002

資産合計	2,925,464
------	-----------

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2021年6月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	14,246
未払金	35,586
未払費用	248,201
未払消費税等	27,098
未払法人税等	15,298
賞与引当金	13,763
役員賞与引当金	1,000
流動負債計	355,194
固定負債	
退職給付引当金	53,876
固定負債計	53,876
負債合計	409,070
純資産の部	
株主資本	
資本金	150,000
資本剰余金	
資本準備金	400,000
その他資本剰余金	229,716
資本剰余金合計	629,716
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,679,054
利益剰余金合計	1,679,054
株主資本合計	2,458,770
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	57,623
評価・換算差額合計	57,623
純資産合計	2,516,393
負債・純資産合計	2,925,464

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
営業収益	
委託者報酬	846,481
運用受託報酬	53,299
営業収益計	899,780
営業費用	
支払手数料	276,363
委託費	51,013
広告宣伝費	12,761
通信費	40,012
協会費	1,128
諸会費	108
営業費用計	381,387

一般管理費	351,653
営業利益	166,739
営業外収益	
受取利息	4
有価証券利息	309
投資有価証券売却益	20,551
為替差益	0
営業外収益計	20,866
経常利益	187,605
特別損失	
固定資産除却損	0
投資有価証券評価損	50,121
特別損失計	50,121
税引前中間純利益	137,484
法人税、住民税及び事業税	48,459
法人税等調整額	△5,564
中間純利益	94,589

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,584,464	1,584,464	2,364,180	24,193	24,193	2,388,373
当中間期変動額						
剰余金の配当						
中間純利益	94,589	94,589	94,589			94,589
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				33,430	33,430	33,430
当中間期変動額合計	94,589	94,589	94,589	33,430	33,430	128,020
当中間期末残高	1,679,054	1,679,054	2,458,770	57,623	57,623	2,516,393

注記事項

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券

◇その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品	4年～20年
------	--------

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他中間財務諸表作成の為の基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

また、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（中間貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間（2021年6月30日）	
有形固定資産の減価償却累計額	15,241千円

（中間損益計算書関係）

※ 1 減価償却実施額

当中間会計期間 （自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）	
有形固定資産	5,493千円
無形固定資産	10,799千円
合 計	16,292千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

当中間会計期間末 2021年6月30日	
1年内	32,460千円
1年超	46,280千円
合 計	78,740千円

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	1,092,528	1,092,528	—
(2) 金銭の信託	800,000	800,000	—
(3) 未収委託者報酬	365,583	365,583	—
(4) 未収運用受託報酬	10,437	10,437	—
(5) 投資有価証券			
① その他有価証券	433,146	433,146	—
資産計	2,701,695	2,701,695	—
負債			
(1) 未払金	35,586	35,586	—
(2) 未払費用	248,201	248,201	—
(3) 未払消費税等	27,098	27,098	—
(4) 未払法人税等	15,298	15,298	—
負債計	326,184	326,184	—

(注) 金融商品の時価算定の方法

◇資産

(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

◇負債

(1)未払金 (2)未払費用 (3)未払消費税等 (4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

区分	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	400,691	317,600	83,091
小 計	400,691	317,600	83,091
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	32,454	32,491	△37
小 計	32,454	32,491	△37
合 計	433,146	350,091	83,054

2. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について50,121千円（その他有価証券の投資信託受益証券50,121千円）減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	合 計
外部顧客への営業収益	846,481	53,299	899,780

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	当中間会計期間 （自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）
1株当たり純資産額	193,568円75銭
1株当たり中間純利益金額	7,276円13銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 （自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益金額(千円)	94,589

普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	94,589
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を

適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年8月24日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2021年9月30日

楽天投信投資顧問株式会社
取締役会御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天・新経連株価指数ファンドの2021年2月16日から2021年8月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天・新経連株価指数ファンドの2021年8月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年2月16日から2021年8月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、楽天投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。